

## 政令番号66 1,2-エポキシブタン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和4年度）

（E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県	2.3E+1			23.0				23.0
4	宮城県								
5	秋田県	3.2E+0			3.2				3.2
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	5.7E+0			5.7		2.5E+0	2.5	8.2
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	1.8E+0			1.8		1.5E+0	1.5	3.3
13	東京都								
14	神奈川県	2.5E+1			25.0				25.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県	3.0E-1			0.3				0.3
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	8.6E+2			862.0		1.2E+2	120.0	982.0
23	愛知県	2.9E+2			290.0				290.0
24	三重県	1.2E+1			11.8				11.8
25	滋賀県								
26	京都府	1.6E+1			16.0				16.0
27	大阪府	6.6E+2			660.0		2.4E+3	2,400.0	3,060.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	3.2E+0			3.2				3.2
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.9E+3			1,902.0		2.5E+3	2,524.0	4,426.0

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。